



会 長 : 角野久義
 副会長 : 下川昌弘 黒川己與司 櫻井幹夫
 河野博彦 松本純治 大松忠男
 会 計 : 松本 潔 森 一晟
 運営委員 : その他 27 名 (敬称略・順不動)

第 4 号議案は「(仮称)岸和田丘陵地区の活動方針について」。(仮称)岸和田丘陵地区まちづくり協議会が行う活動方針を定め、平成 23 年度の事業計画や予算について提案したもので、議案通り可決しました。

岸和田丘陵地区まちづくり協議会 活動方針等(一部抜粋)

<活動方針>

丘陵地区におけるまちづくりを実現するために、事業の実現に必要な具体的な方策検討を運営委員会や専門部会により行い、検討結果を総会に報告し、承認を得てまちづくりを進めていくことを活動方針とする。

<平成 23 年度事業計画>

1. 会議
2. 事業

○岸和田丘陵地区の事業推進に関し、「岸和田市丘陵地区整備機構準備会」との連携調整を行う
 ○都市整備や農整備に関する勉強会を実施し、事業参加希望者との意見交換を行いながら事業プランの検討及び調査を行い、具体化を図る。

<平成 23 年度予算について>

1. 収入及び支出
2. 会計監査の選出
3. 本年度 協議会運営について

設立総会后、今後の進め方について協議しました

総会終了後、会長、副会長をはじめとする役員により、丘陵地区まち協の今後の運営についての協議や意見交換を行いました。



岸和田丘陵地区まちづくり協議会新聞

発 行 : 岸和田丘陵地区まちづくり協議会

岸和田丘陵地区
まちづくり協議会新聞

創刊号

2011年8月

岸和田丘陵地区まちづくり協議会が発足!



8月7日(日)午後2時より、岸和田市立山直市民センター2階会議室において、(仮称)「岸和田丘陵地区まちづくり協議会」(以下、略称:丘陵地区まち協と称します)の設立総会が行なわれ、岸和田丘陵地区まちづくり協議会が正式に発足しました。

設立総会は本人出席 61 名、本人の委任状による代理出席及び書面での議決権行使書による出席が 198 名の計 259 名が出席し、正会員 406 名の過半数に達し、有効に成立しました。次いで事務局からの提案、第 1 号議案「設立について」、第 2 号議案「規約について」、第 3 号議案「役員選出について」、第 4 号議案「活動方針について」を審議し、賛成多数で可決しました。

『地権者主体』へと丘陵地区整備事業の転換点を迎えました

平成 17 年度から「岸和田コスモポリス事業地権者協議会」が岸和田市と協働して岸和田丘陵地区の事業計画策定を行ってきました。「丘陵地区まち協」の設立によって今後、地権者が主体となって、都市整備エリア、農整備エリア、また自然保全地を含む丘陵地区のまちづくりについての事業化に向けた検討とともに、事業実施に向けた具体的な取り組みを進めていくことになりました。

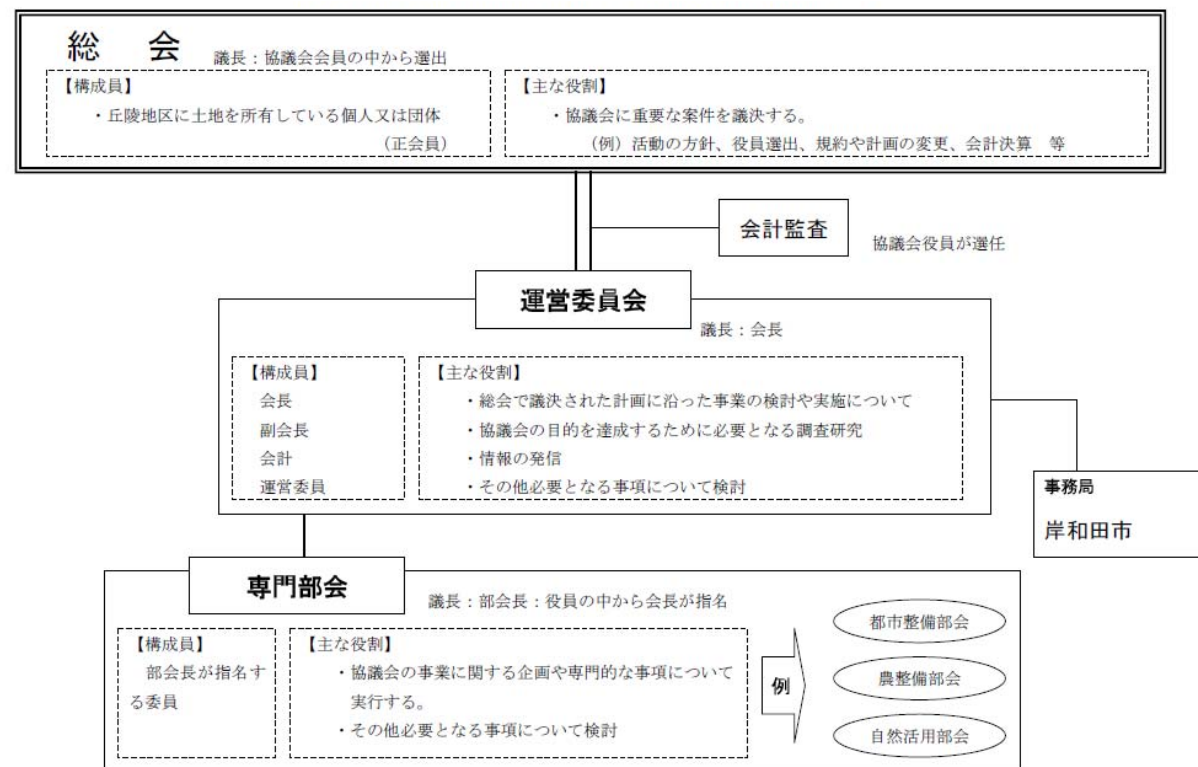


地権者全員で、まちづくりの各種事業やまちを持 続させるためのルールづくりを推進します

設立総会は、設立発起人会代表の角野氏、岸和田市長の挨拶のあと、総会発起人から大松氏を賛成多数で議長に選任するとともに、本総会の議事結果を記録した議事録の署名者2人を指名後、(仮称)岸和田丘陵地区まちづくり協議会設立発起人会による議案を審議しました。

第1号議案は「(仮称)岸和田丘陵地区まちづくり協議会の設立について」。「(略)、今後は事業実施に向けた具体的な取組を地権者主体となって進めていくために、(略)、組織の規約を新たに定め、全ての地権者が検討内容や情報を共有し、組織運営に関わりが持てるよう本協議会を設立」するもので、組織イメージとともに議案通り可決しました。

丘陵地区まち協の組織イメージ



第2号議案は「(仮称)岸和田丘陵地区まちづくり協議会の規約について」。「(仮称)岸和田丘陵地区まちづくり協議会」の組織運営の根幹となる規約についての議案で、審議のうえ、議案通り可決しました。丘陵地区まち協は、都市と農、自然が調和するまちづくりを権利者主体で進めることを目的としており、規約においては総会や運営委員会等の出席および欠席する場合の委任状や議事録の作成、署名など、運営の透明性、役員等の責任性などが明記されています。

規約は第1章総則 第2章目的および事業 第3章役員 第4章組織 第5章会計 第6章会計監査 第7章付則で構成しており、本議案を議決した平成23年8月7日から施行します。

<岸和田丘陵地区まちづくり協議会規約 抜粋>

第1章 総則

第2条 (会員)

協議会の会員の種類を次のとおり定める。

【正会員】

(1) 正会員は、丘陵地区(別図)に土地を所有している個人若しくは団体とする。

【賛助会員】

(2) この協議会の目的に賛同し、協力する個人若しくは団体、企業を賛助会員とすることができる。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この協議会は、岸和田丘陵地区における都市と農、自然が調和するまちづくりを進めるために、広く行政や関係機関、専門家と協働して「岸和田市丘陵地区整備計画基本構想」および「岸和田市丘陵地区まちづくり基本計画」の実現に向けての具体的な方策を検討し、まちづくりの各種事業やまちを持続させるためのルールづくりを推進することを目的とする。

第4条 (事業)

協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 地権者参画によるまちづくりの実現に向けた活動の企画・実施。

(2) まちづくりに関する調査・研究。

(3) 魅力あるまちづくりに向けた各種活動の企画・実施。

(4) まちづくり推進に関する広報及び啓発活動

(5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 役員

第5条 (役員等)

協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 6名以内

(3) 会計 2名以内

(4) 運営委員 30名以内

第4章 組織

第7条 (協議会の運営)

協議会は、次の組織により構成される。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 運営委員会が必要とした専門部会

第8条 (総会)

協議会は、最高意思決定機関として重要な案件を扱う総会を設ける。

第9条 (運営委員会)

運営委員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

第10条 (専門部会)

専門部会は、第5条第1項に定める役員から会長が指名する部会長と、会員の中から部会長により選任された部会委員で構成し、運営委員会で決定された専門的な事項に関する企画、検討及び実施を行う。

第3号議案は「役員選出について」。役員を選出は指名推薦の方法で選出しました。総会に先立ち地区別で役員を推薦を行っており、その推薦者を丘陵地区まち協の役員とすることが可決されました。その後の役員協議により、役職を選出しました。

